

日本徒手理学療法学会 広告表現規制

以下のバナー広告は、掲載をお断りいたします。

(基本基準)

- 1、責任の所在および内容が不明確なもの
- 2、商標、著作権の無い写真などを無断で使用したもの
- 3、名誉棄損、プライバシーの侵害、信用破棄、業務妨害となるおそれがあるもの
- 4、虚偽または誤認されるおそれがあるもの
- 5、社会的秩序を乱す表現のあるもの
- 6、投機、射幸心を著しくあおる表現のあるもの
- 7、ユーザーに不快感を与えるようなバナーイメージ

例) アラートマーク、高速振動イメージ、高速点滅イメージなど

- 8、法律で禁止されている行為を連想させる広告表現

また、下記のような表現を含んだバナーやその他の広告も掲載をお断りいたします

・虚偽または誇大とみなされる広告

・NO.1、世界初、当社だけ、など、最大級・絶対表現のある広告表現は、原則として第三者機関による直近の調査資料などの客観的な裏づけが必要です。

※その様な広告表現を使用の際は必ずクリエイティブにデータや出典および調査機関の明記をお願いいたしております

・比較表現を用いた広告

明示的あるいは暗黙に特定競合を示唆した比較表現、実証されていない事項を挙げる比較表現、不公平な基準による比較表現が含まれる広告は掲載不可となります

* 広告内容について問題が生じた場合、広告主の責任において対処して頂きます

* 規定以外のページのバナー広告に関しては、別料金設定とします